

平成 27 年 3 月 19 日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

幼児がやけどを負い、こたつ布団なども焦げた電気こたつ

1. 依頼内容

「3 年前に購入した電気こたつのヒーターカバーで 3 歳の女兒がやけどし、こたつ布団も焦げた。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

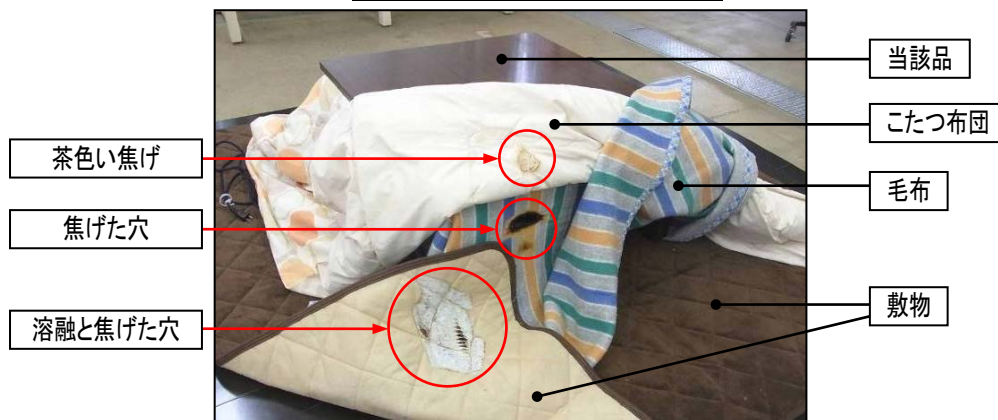
2. 調査

当該品は消費電力が 400W のヒーターユニットが取り付けいた卓用形の電気こたつでした。

当該品に使用していたこたつ布団には茶色い焦げが見られ、毛布には焦げた穴が開いており、敷物は裏側の生地が溶け、一部が焦げて穴が開いていました（写真 1）。

なお、女兒がやけどを負う前からこたつ布団には茶色い焦げがあったとのことでした。

写真 1. こたつ布団などの焦げ



また、敷物の裏側に焦げた穴の形状はヒーターユニットの保護網（ヒーターカバー）の網の形状と類似しており、保護網に付着していた白色の異物が敷物の材質と同じでした（写真 2）。このことから、敷物がこたつの中に折り込まれるなどで保護網に接触したために表面生地が熔融したものと考えられました。

更に、ヒーターユニットの保護網には、やけど防止のために植毛加工が施されていますが、一部が変色して植毛の厚みが薄くなっていることが分かりました（写真 3）。

写真 2. 焦げの形状と保護網の付着物

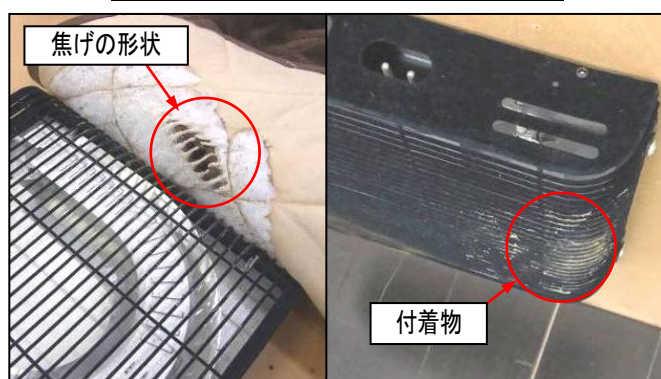


写真 3. 植毛の薄れ



なお、当該品に通電してテストを行った結果、当該品はヒーターユニットの温度調節ツマミの設定に応じて正常に作動していることが確認されました。また、電気用品安全法の技術基準に準じて温度測定を行ったところ、ヒーターユニットの保護網の温度は最大で約 90℃で、これは基準で定められている温度の 120℃以下でした。

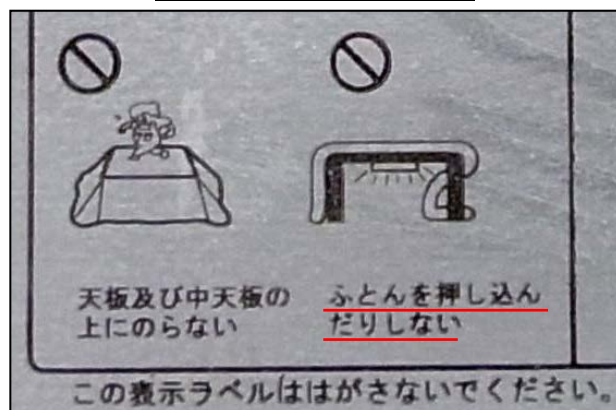
以上のことから、保護網でやけどをしたり布団が焦げたのは、保護網にある程度の時間触れてしまった、もしくは、保護網の植毛加工の厚みが薄い部分に触れてしまったことが原因と考えられました。また、布団などが保護網に接触することで放熱が妨げられ、保護網の表面が更に高温になっていたことも考えられました。

3. 解決内容等

依頼センターからテスト結果を相談者に説明し、了解されました。

今回のような事故を起こさないため、幼児がヒーターユニットに触れないように注意すること、こたつの中に布団などを押し込まないようにする（写真 4）など本体表示や取扱説明書に従った使い方をすることが必要です。

写真 4. 当該品の本体表示



本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165